



平成 27 年 4 月 28 日

各 位

社 名 グローバルアジアホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 瀧 培今
(JASDAQ・コード 3587)
問合せ先 代表取締役副社長 楊 晶
TEL 03-5510-7841 (代表)

訴え提起前の和解申立ておよび和解成立に関するお知らせ

当社は、丸紅リアルエステートマネジメント株式会社(以下「丸紅リアルエステート」といいます。)より平成 27 年 4 月 20 日、訴え提起前の和解申立書の送達を受け、本日、下記のとおり和解(以下「本和解」といいます。)が成立しましたのでお知らせいたします。

記

1. 申立てのあった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 東京簡易裁判所
(2) 申立日 平成 27 年 4 月 13 日 (月)
(3) 申立人会社名 丸紅リアルエステートマネジメント株式会社
申立人所在地 東京都港区芝 5 丁目 20 番 6 号
申立人代表者の
役職・氏名 代表取締役社長執行役員 石村 龍道
(4) 申立ての内容 定期建物賃貸借契約について
(5) 和解期日 平成 27 年 4 月 28 日 (火)

2. 申立ての概要及び和解条項

申立人と当社は、本和解成立と同時に、次の事項を主な内容とする定期建物賃貸借契約を締結する。

(1)	使用目的	事務所
(2)	賃貸借期間	本和解成立の時から平成 27 年 6 月 30 日まで
(3)	賃料	賃貸借期間の全期間分として金 2,572,560 円 (但し、平成

		27年4月1日から本和解成立時までの賃料相当損害金を含む。また消費税相当額を含む。)
(4)	賃料支払日	平成27年4月23日に予め全額支払い済み
(5)	敷金	金4,250,000円
(6)	敷金支払日	平成27年4月23日に予め全額支払い済み
(7)	諸費用	当社は、本件建物にかかる電気代、時間外空調費、蛍光灯交換費用、殺鼠殺虫費、清掃費及びこれらにかかる消費税相当額を申立人の請求に基づき支払う。なお、支払期限は毎月25日とし、本項(5)の敷金から申立人が充当する方法で支払う。

3. 対応について

当社は、丸紅リアルエステートより平成27年4月22日に受領した請求書に基づき、申立人と合意した支払期日である同月23日に、敷金ならびに賃料合計6,822,560円の振込みを完了しております。また、本日、東京簡易裁判所にて、当事者双方が和解条項について合意し、和解が成立いたしました。

以上